

契約変更の内容(第2回変更)

契 約 変 更 年 月 日	令和6年10月31日
契 約 業 者 名	塚本建設(株)
契 約 業 者 の 住 所	群馬県藤岡市小林402番地
工 事 の 名 称	R5万場地区砂防堰堤群工事用道路工事
工 事 場 所	群馬県上野村檜原地先、神流町生利地先及び神流町柏木地先
工 事 種 別	一般土木
工事概要(変更した内容について記述する)	<生利地区> 工事延長L=202m 道路土工(掘削工2,300m³、路体路床盛土工870m³、置換工160m³)
工 期 (自)	令和5年6月1日
工 期 (至)	令和6年12月27日
変 更 前 の 契 約 金 額	281,600,000 円(税込)
変 更 金 額 (増)	6,380,000 円(税込)
変 更 後 の 契 約 金 額	287,980,000 円(税込)
変 更 理 由	1. 道路土工 当初、生利地区工事用道路の道路土工における路体盛土材料は、現地掘削土の利用を想定していたが、土質試験の結果、トラフィカビリティーを確保できない土質であることが確認されたため、使用材料の変更(増工)および切土部の路床置換工を追加する。 2. 工期 工期は、道路土工の増工により57日間延長し、令和6年12月27日までとする。

契約変更年月日	令和6年12月26日
契約業者名	塚本建設（株）
契約業者の住所	群馬県藤岡市小林402番地
工事の名称	R5万場地区砂防堰堤群工事用道路工事
工事場所	群馬県上野村檜原地先及び神流町生利地先及び神流町柏木地先
工事種別	一般土木
工事概要 （変更した内容 について記述す る）	<檜原地区> 道路改良 道路土工（掘削工1600m ³ ）、法面工（植生工1120m ² ）、擁壁工（切土補強 土工194m ² ）、舗装工（碎石舗装250m ² ）、排水構造物工（管渠21m）、構造 物撤去工（運搬処理1式）、応急処理工1式、仮設工1式 流路 砂防土工（残土処理1式）、根固め・水制工（大型カゴ枠510m）、共通仮 設費1式 <生利地区> 道路改良 法面工（足場（鉄筋挿入）1式）、舗装工（コンクリート舗装498m ² ）、排水構造 物工（側溝工156m）、防護柵工（転落防止柵48m）、構造物撤去工（コンクリート 構造物取壊32m ³ ）、応急処理工1式、仮設工1式、共通仮設費1式 <柏木地区> 砂防堰堤 魚道工（巨石据付43m ² ）、構造物撤去工（コンクリート構造物取壊（無筋）34m ³ ） 、仮設工1式、共通仮設費1式
工期（自）	令和5年6月1日
工期（至）	令和6年12月27日
変更前の契約金額	287,980,000円（税込み）
変更金額	+31,900,000円（税込み）
変更後の契約金額	319,880,000円（税込み）

契約変更年月日	令和 6 年 1 2 月 2 6 日
工事の名称	R 5 万場地区砂防堰堤群工事用道路工事
変更理由	<檜原地区> 1. 道路土工 現地踏査の結果、道路土工数量精査の必要が生じたため、変更（増工）する。 2. 法面工 現地踏査の結果、法面工数量精査の必要が生じたため、変更（増工）する。 3. 擁壁工 現地踏査の結果、切土補強土工数量精査の必要が生じたため、変更（増工）する。 4. 舗装工 現地踏査の結果、舗装工数量精査の必要が生じたため、変更（減工）する。 5. 排水構造物工 現地踏査の結果、排水構造物工数量精査の必要が生じたため、変更（減工）する。 6. 構造物撤去工 現地踏査の結果、構造物撤去工数量精査の必要が生じたため、変更（増工）する。 7. 応急処理工 現地踏査の結果、応急処理工数量精査の必要が生じたため、変更（減工）する。 8. 仮設工 上記工種の増工に伴い、交通管理工を変更（増工）する。 9. 砂防土工 現地精査の結果、残土処理工数量精査の必要が生じたため、変更（増工）する。 10. 根固め・水制工 現地踏査の結果、作業土工数量精査の必要が生じたため、変更（減工）する。 また、かご工数量精査の必要が生じたため、変更（増工）する。 11. 共通仮設工 1) 現地精査の結果、支障木の木根等処分の必要が生じたため、準備費を追加する。 2) 技術管理費について、施工合理化調査の費用が生じたため必要な費用を追加する。また、擁壁工の地質調査に伴う協議により必要経費を追加する。 3) 営繕費について、快適トイレ設置に伴う協議により必要経費を追加する。

契約変更年月日	令和 6 年 1 2 月 2 6 日
工事の名称	R 5 万場地区砂防堰堤群工事用道路工事
変更理由	<生利地区> 1. 法面工 現地踏査の結果、鉄筋挿入工に足場設置の必要が生じたため、足場（鉄筋挿入）を追加する。 2. 舗装工 現地踏査の結果、コンクリート舗装工数量精査の必要が生じたため、変更（減工）する。 3. 排水構造物工 現地踏査の結果、側溝工数量精査の必要が生じたため、変更（減工）する。 4. 防護柵工 現地踏査の結果、防止柵工数量精査の必要が生じたため、変更（減工）する。 5. 構造物撤去工 現地踏査の結果、構造物取壊し工数量精査の必要が生じたため、変更（増工）する。 6. 道路付属物設置工 現地踏査の結果、水道切回しの必要が生じたため、水道切回し工を追加する。 7. 応急処理工 道路管理者との協議の結果、カーブミラー設置の必要が生じたため、応急処理工を追加する。 8. 仮設工 上記工種の増工に伴い、交通管理工を変更（増工）する。 9. 共通仮設工 1) 現地精査の結果、支障木の木根等処分の必要が生じたため、準備費を追加する。 2) 現地精査の結果、事業損失防止施設費に数量精査が生じたため、変更（減工）する。 3) 現地調査の結果、土石流感知システム設置の必要が生じたため必要経費を追加する。 4) 技術管理費について、遠隔臨場および防護柵の出来形管理のための非破壊試験に伴う協議により必要経費を追加する。 5) 営繕費について、快適トイレ設置に伴う協議により必要経費を追加する。 <柏木地区> 1. コンクリート堰堤工 現地踏査の結果、魚道工数量精査の必要が生じたため、変更（増工）する。 2. 構造物撤去工 現地踏査の結果、構造物取壊し工数量精査の必要が生じたため、変更（増工）する。 3. 仮設工 上記工種の増工に伴い、水替工を変更（増工）する。 4. 共通仮設工 営繕費について、快適トイレ設置に伴う協議により必要経費を追加する。